

# ～安全でおいしい津別の水道水～

「この水質検査を」どの場所でも「どのような項目について」「どれくらいの頻度で」「行つかなどを表したものが水質検査計画です。今回は、この計画に基づき毎月検査している項目の結果について下記のとおりお知らせします。検査した水は、津別市街や活汲・恩根・最上地区を給水区域にしている上里を水源とする水道水、もう一つは本岐や相生地区を給水区域としている相生が水源地の水道水です。どちらも湧き水で、そのままでも水質基準の項目をクリアしていますが、水道法で滅菌が義務付けられているため、必要最小量の塩素注入を行い、安全な水として皆さんの家庭に届けています。

**水質検査計画を定めています**  
私たちが、毎日飲用として使っている水道水。この水道水は、水道法によって厳しい水質基準が定められ、水源地から浄水場、各家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

**安心して飲める水道水**  
水道水を飲む人が減ってきています。ミネラルウォーターなどの容器入り飲料水（ポトルウォーター）の消費は年々伸びています。津別町の水道水は厳しい水質基準をクリアしており、1000リットルあたり210円と、2リットルあたり200円程度のポトルウォーターと比較しても500倍ほどお安くなっております。水道事業は、安全でおいしい水道水を安定して供給するため、水道料金により運営されています。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



## 水質検査結果のお知らせ

**津別の水は50項目の厳しい水質基準をクリアしています**

### 津別町水道水の水質検査結果

項目	水道法で定められた基準値	津別町の上水道	本岐・相生の簡易水道	説明
一般細菌	100/ml以下	0/ml	0/ml	水の一般的清浄度を示す指標。平常時は水道水中には極めて少ないが著しく増加した場合には、病原生物に汚染されている疑いがある。
大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	大腸菌及び大腸菌と性状の似た細菌の総称。人、動物の腸管内や土壌に存在。検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがある。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.17mg/l	0.22mg/l	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出される。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症（チアノーゼ症）を起こすことがある。
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管が原因で検出されることがある。高濃度に含まれると赤水・異臭味（カナ気）や、洗濯物などを着色する原因となる。
塩化物イオン	200mg/l以下	2.4mg/l	3.1mg/l	地質や海水の浸透、下水・家庭排水・工場排水及び尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となる。
有機物（全有機物炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.3mg/l	0.3mg/l	有機物などによる汚れの度合いを示し、土壌に起因するほか、し尿・下水・工場排水などの混入によって増加する。水道水中に多いと渋みがある。
PH値	5.8以上8.6以下	7.2	7.2	0から14の数値で表され、PH値7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	水の味は、地質または海水・工場排水・化学薬品などの混入及び藻類等生物の繁殖に伴うほか、水道水では、使用される管の内部塗装剤などに起因することもある。
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	水の臭気は、藻類等生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うほか、水道水では、残留窒素や使用される管の内部塗装剤などに起因することもある。
色度	5度以下	1度以下	1度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえる。
濁度	2度以下	0.1度以下	0.1度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえる。
残留塩素	0.1mg/l程度以上	0.20mg/l	0.30mg/l	水道法では、水道水の衛生を確保するために塩素消毒を行うことが定められている。残留塩素とは、水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいう。

測定した水は、平成24年9月19日に上里・相生の水道水（蛇口）から採取したものです。

## 平成23年度 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

### 公表する内容

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告するとともに、これらの比率を公表することが平成19年度決算より義務となりました。

公表する比率は、「健全化判断比率」の「1.実質赤字比率」、「2.連結実質赤字比率」、「3.実質公債費比率」、「4.将来負担比率」の4つの指標と「5.資金不足比率」です。

### 津別町の健全化判断比率と資金不足比率

平成23年度決算に基づき算定した健全化判断比率と資金不足比率は下表のとおりで、すべて基準を下回りました。

#### 健全化判断比率の状況（平成23年度）

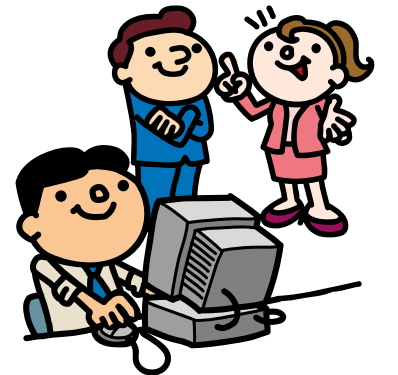
区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
津別町	—	—	10.7	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

※算定結果が黒字になるため、「—」と表示されています。

#### 資金不足比率の状況（平成23年度）

区分	上水道事業会計	簡易水道事業特別会計	下水道事業特別会計
経営健全化基準	20.00	20.00	20.00

※算定結果が黒字になるため、「—」と表示されています。



### 健全化判断比率の4指標と資金不足比率が表しているもの

- 1.実質赤字比率 町の一般会計の赤字の程度を指標化したもの。
- 2.連結実質赤字比率 町の全ての会計の黒字や赤字を合計して、町全体の会計の赤字の程度を指標化したもの。
- 3.実質公債費比率 町のその年の借金返済額もしくは借入に準ずるものの支払額を合計して、一般会計の負担の程度を指標化したもの。
- 4.将来負担比率 一般会計の借金残高や特別会計等の借入金残高に対する今後の一般会計の負担見込額などを合計して、将来負担する可能性のある額の大きさを指標化したもの。
- 5.資金不足比率 公営企業（上水道事業等）の資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化したもの。

津別町の平成23年度決算における健全化判断比率および資金不足比率は、いずれも基準を下回っています。しかし、依然として財政状況は厳しく、町としてもより一層の健全化に向けた財政運営を行っていくこととしています。

問い合わせ先

住民企画課財政グループ ☎76-2151（内線241）